

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
水中部施工状況確認業務 H31.4.1 ～ R2.3.31 建設コンサルタント等 港湾・空港整備に係る沿岸気象海象情報の予測情報等提供業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H31.4.1	(一社)日本潜水協会 東京都港区新橋3-4-10	2010405001061	一般競争入札 (総合評価)	56,281,204	56,100,000	99.7%	
H31.4.1 ～ R2.3.31 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H31.4.1	(一財)沿岸技術研究センター 東京都港区西新橋1-14-2	2010005018571	一般競争入札 (総合評価)	51,390,926	50,930,000	99.1%	
関東地方整備局管内港湾・空港技術審査補助業務 H31.4.1 ～ R2.3.25 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H31.4.1	(一財)港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞が関3-3-1	5010005002705	一般競争入札 (総合評価)	5,321,697	4,895,000	92.0%	
船舶機械技術資料作成業務 H31.4.1 ～ R2.3.31 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H31.4.1	(一財)港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞が関3-3-1	5010005002705	一般競争入札 (総合評価)	20,157,849	18,590,000	92.2%	
港湾及び空港における工事安全対策業務 H31.4.1 ～ R2.2.28 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H31.4.1	(特)みなとサポート 横浜市中区海岸通3-12-1	9020005005091	一般競争入札 (総合評価)	4,728,520	4,708,000	99.6%	
建設資材等価格調査 H31.4.12 ～ R2.3.31 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H31.4.12	(一財)経済調査会 東京都港区新橋6-17-15	1010005002667	一般競争入札 (総合評価)	39,907,502	38,390,000	96.2%	
横浜港南本牧地区コンテナヤード整備工事(その2) 横浜市中区南本牧地先 H31.4.15 ～ R2.3.23 空港等土木工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H31.4.15	五洋・みらい特定建設工事共同企業体 代表者 五洋建設(株)東京土木支店 東京都文京区後楽2-2-8	—	一般競争入札 (総合評価)	3,253,431,393	2,932,600,000	90.1%	
横浜港南本牧地区コンテナヤード整備工事 横浜市中区南本牧地先 H31.4.18 ～ R1.12.25 空港等土木工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H31.4.18	若築・りんかい日産特定建設工事共同企業体 代表者 若築建設(株)横浜支店 横浜市中区尾上町1-6	—	一般競争入札 (総合評価)	3,595,553,333	3,239,500,000	90.1%	
川崎港臨港道路東扇島水江町線主橋梁部(MP5・6)橋梁下部工事 川崎市川崎区水江町 H31.4.18 ～ R2.3.23 空港等土木工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H31.4.18	清水建設(株)土木東京支店 東京都中央区京橋2-16-1-10	1010401013565	一般競争入札 (総合評価)	686,124,985	682,000,000	99.4%	
船舶機械施工確認業務 H31.4.26 ～ R2.3.31 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H31.4.26	(株)ポルテック 東京都千代田区内神田1-8-1	5010401047320	一般競争入札 (総合評価)	11,186,409	10,560,000	94.4%	

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称及び 所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争 入札の別(総合評価の実 施)	予 定 価 格	契 約 金 額	落札率	備 考
令和元年5月分 該当なし									
東京国際空港C滑走路他地盤改良工事 東京都大田区羽田空港 東京国際空港内 R1.6.11 ～ R2.3.19 空港等土木工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R1.6.11	(株)大林組東京本店 東京都港区港南2-15-2	7010401088742	一般競争入札 (総合評価)	3,024,834,038	2,722,830,000	90.0%	
東京国際空港N地区エプロン他舗装等工事 東京都大田区羽田空港 東京国際空港内 R1.6.27 ～ R2.3.25 空港等舗装工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R1.6.27	大成ロテック(株)南関東支社 東京都江東区塩浜2-7-20	4010001034835	一般競争入札 (総合評価)	1,990,509,512	1,814,780,000	91.2%	
令和元年7月分 該当なし									
令和元年8月分 該当なし									
令和元年9月分 該当なし									
鹿島港外港地区南防波堤築造工事 茨城県鹿島港内 R1.10.15 ～ R3.3.22 港湾土木工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R1.10.15	東亜建設工業(株) 東京支店 東京都中央区日本橋室町4-1-6	3011101055078	一般競争入札 (総合評価)	1,255,466,958	1,150,050,000	91.6%	
川崎港臨港道路東扇島水江町線主橋梁上部工 事 川崎市川崎区京浜運河(東扇島側) R1.10.18 ～ R6.3.15 港湾等鋼構造物工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R1.10.18	IHI・JFE・横河特定建設工事共同企業体 代表者 (株)IHIインフラシステム営業本 部 東京営業部 東京都港区芝浦3-17-12	—	一般競争入札 (総合評価)	6,550,390,000	6,094,330,000	93.0%	
川崎港臨港道路東扇島水江町線主橋梁上部工 事(その2) 川崎市川崎区京浜運河(水江町側) R1.10.17 ～ R6.3.15 港湾等鋼構造物工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R1.10.17	MMB・宮地・川田特定建設工事共同企業 体 代表者 エム・エムブリッジ(株) 東日本 支店 東京都中央区日本橋富沢町9-19	—	一般競争入札 (総合評価)	6,472,796,000	6,149,000,000	95.0%	

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
川崎港臨港道路東扇島水江町線主橋梁部上部工事(その3) 川崎市川崎区京浜運河(東扇島側) R1.10.28 ～ R5.3.15 空港等土木工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R1.10.28	三井住友・みらい・日本ピーエス特定建設工事共同企業体 代表者 三井住友建設(株) 東京土木支店 東京都中央区佃2-1-6	—	一般競争入札 (総合評価)	4,406,369,000	4,058,230,000	92.1%	
川崎港臨港道路東扇島水江町線主橋梁部上部工事(その4) 川崎市川崎区水江町 R1.10.25 ～ R5.3.15 空港等土木工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R1.10.25	鹿島・東亜特定建設工事共同企業体 代表者 鹿島建設(株)横浜支店 横浜市中区太田町4-51	—	一般競争入札 (総合評価)	4,270,365,000	3,929,750,000	92.0%	
東京湾浅場造成工事 千葉県富津市富津沖、千葉県富津市新富地先 R1.11.8 ～ R3.3.15 港湾等しゅんせつ工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R1.11.8	東亜・五洋特定建設工事共同企業体 代表者 東亜建設工業(株)千葉支店 千葉県千葉市中央区中央港1-12-3	—	一般競争入札 (総合評価)	1,546,245,191	1,498,200,000	96.9%	
東京湾浅場造成の品質確認・環境改善効果検証業務 R1.11.20 ～ R3.3.15 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R1.11.20	東京湾浅場造成の品質確認・環境改善効果検証業務みなと総研・海域環境研究機構設計共同体 代表者 (一財)みなと総合研究財団 東京都港区虎ノ門3-1-10	—	指名競争入札 (公募型競争入札) (総合評価)	75,037,212	74,800,000	99.7%	
川崎港臨港道路東扇島水江町線東扇島アプローチ部橋梁下部工事 川崎市川崎区東扇島 R1.11.22 ～ R3.11.16 空港等土木工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R1.11.22	若築建設(株)横浜支店 横浜市中区尾上町1-6	6290801012011	一般競争入札 (総合評価)	2,353,164,000	2,170,190,000	92.2%	
東京国際空港A滑走路他舗装改良工事 東京都大田区羽田空港 東京国際空港内 R1.12.23 ～ R2.10.30 空港等舗装工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R1.12.23	大林道路(株)関東支店 東京都千代田区神田小川町3-20	4010601028815	一般競争入札 (総合評価)	1,277,761,696	1,173,205,000	91.8%	
令和2年1月分 該当なし									
東京国際空港B誘導路及び西側貨物地区エプロン土質調査 東京都大田区羽田空港 東京国際空港内 R2.2.7 ～ R3.1.22 測量・調査	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.2.7	東京国際空港B誘導路及び西側貨物地区エプロン土質調査川崎地質・中央開発設計共同体 代表者 川崎地質(株)首都圏事業本部 東京都港区三田2-11-15	—	指名競争入札 (公募型競争入札) (総合評価)	268,782,592	250,800,000	93.3%	
横浜港本牧地区岸壁(-16m)(耐震)築造工事 神奈川県横浜市中区本牧ふ頭地先 R2.3.5 ～ R3.3.26 港湾土木工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.3.5	五洋・りんかい日産特定建設工事共同企業体 代表者 五洋建設(株)東京土木支店 東京都文京区後楽2-2-8	—	一般競争入札 (総合評価)	2,917,403,520	2,684,000,000	92.0%	

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称及び 所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争 入札の別(総合評価の実 施)	予 定 価 格	契 約 金 額	落札率	備 考
横浜新本牧地区岸壁(-18m)(耐震)海上地盤改良工事 神奈川県横浜市中区本牧ふ頭地先 R2.3.16 ～ R3.1.29 港湾土木工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.3.16	東洋・あおみ特定建設工事共同企業体 代表者 東洋建設(株)横浜支店 横浜市中区山下町25-15	—	一般競争入札 (総合評価)	2,481,472,189	2,282,500,000	92.0%	
関東地方整備局港湾業務艇建造技術検討業務 R2.3.11 ～ R3.3.31 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.3.11	(一社)日本作業船協会 東京都千代田区有楽町1-12-1	3010005017267	一般競争入札 (総合評価)	15,214,380	14,850,000	97.6%	

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員数	備考
川崎港臨港道路東扇島水江町線主橋梁部(MP2)橋梁下部工事 川崎市川崎区京浜運河 H31.4.1 ～ R3.2.26 港湾土木工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H31.4.1	五洋・清水特定建設工事共同企業体 代表者 五洋建設(株)東京土木支店 東京都文京区後楽2-2-8	—	会計法第29条の3第4項理由は別紙2-1のとおり	1,414,945,314	1,414,930,000	99.9%		
東京国際空港D滑走路維持管理等工事 東京都大田区羽田空港 東京国際空港内 H31.4.1 ～ R2.3.31 空港等舗装工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H31.4.1	鹿島・あおみ・大林・五洋・清水・日鉄エンジニア・JFEエンジニア・大成・東亜・東洋・西松・前田・三菱重工・みらい・若築異工種建設工事共同企業体 代表者 鹿島建設(株)東京土木支店 東京都港区元赤坂1-3-8	—	会計法第29条の3第4項理由は別紙2-2のとおり	886,493,483	883,300,000	99.6%		
東京国際空港における耐震設計等の高度化及び空港舗装の品質向上に関する研究委託 H31.4.23 ～ R2.3.25 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H31.4.23	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 横須賀市長瀬3-1-1	5012405001732	会計法第29条の3第4項理由は別紙2-3のとおり	141,799,329	141,799,329	100%		
大水深岸壁等の効果的・効率的な整備手法等に関する研究委託 H31.4.23 参 R2.3.25 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H31.4.23	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 横須賀市長瀬3-1-1	5012405001732	会計法第29条の3第4項理由は別紙2-4のとおり	107,754,710	107,754,710	100%		
三次元流動及び食物連鎖が再現可能な東京湾海域環境予測モデルの構築に関する研究委託 H31.4.23 ～ R2.3.25 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H31.4.23	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 横須賀市長瀬3-1-1	5012405001732	会計法第29条の3第4項理由は別紙2-5のとおり	29,693,598	29,693,598	100%		
走行支援技術を活用した港湾におけるコンテナ輸送効率化方策検討業務 R1.5.31 ～ R2.3.19 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R1.5.31	(一財)みなと総合研究財団 東京都港区虎ノ門3-1-10	8010405009702	会計法第29条の3第4項理由は別紙2-6のとおり(簡易公募型プロポーザル)	21,383,184	20,020,000	93.6%		
情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化検討業務(その2) R1.6.3 ～ R2.3.27 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R1.6.3	情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化検討業務(その2)みなと総研・三井E&Sマナリー設計共同体 代表者 みなと総合研究財団 東京都港区虎ノ門3-1-10	—	会計法第29条の3第4項理由は別紙2-7のとおり(簡易公募型プロポーザル)	67,337,990	64,999,000	96.5%		
京浜港におけるコンテナターミナルゲート効率化検証業務 R1.7.8 ～ R2.3.13 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R1.7.8	中央復建コンサルタンツ(株)東京本社 東京都千代田区麹町2-10-13	3120001056860	会計法第29条の3第4項理由は別紙2-8のとおり(簡易公募型プロポーザル)	29,976,641	29,920,000	99.8%		
クルーズを通じた地域振興等の方策に係る検討業務 R1.7.29 ～ R2.3.19 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R1.7.29	(一財)みなと総合研究財団 東京都港区虎ノ門3-1-10	8010405009702	会計法第29条の3第4項理由は別紙2-9のとおり(簡易公募型プロポーザル)	32,589,691	31,999,000	98.2%		

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員数	備考
令和元年8月分 該当なし										
東京湾の港湾における事業継続計画検討業務 R1.9.2 ～ R2.3.13 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R1.9.2	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-10のとおり (簡易公募型プロポーザル)	15,219,553	14,960,000	98.3%		
海外主要コンテナ港湾における先進技術等を踏まえた 京浜港の機能高度化方策検討業務 R1.10.21 ～ R2.3.19 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R1.10.21	(一財)国際臨海開発研究センター 東京都千代田区麹町1-6-2	4010405010523	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-11のとおり (簡易公募型プロポーザル)	28,089,651	28,039,000	99.8%		
東京湾水環境再生計画に係る生物生息環境改善検討等業務 R1.10.21 ～ R2.3.18 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R1.10.21	(一財)みなと総合研究財団 東京都港区虎ノ門3-1-10	8010405009702	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-12のとおり (簡易公募型プロポーザル)	18,032,404	18,018,000	99.9%		
石炭灰混入材料を活用した東京湾水環境再生手法検討業務 R1.11.5 ～ R2.3.19 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R1.11.5	(一社)水底質浄化技術協会 東京都中央区入船3-10-9	2010005003813	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-13のとおり (簡易公募型プロポーザル)	16,036,143	15,730,000	98.1%		
横浜港臨港道路(南本牧はま道路)緊急復旧工事 神奈川県横浜市中区かもめ町地先 R1.11.14 ～ R2.3.31 空港等土木工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R1.11.14	五洋建設(株)東京土木支店 東京都文京区後楽2-2-8	1010001000006	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号 理由は別紙2-14のとおり	83,237,000	83,050,000	99.8%		
港湾における小口貨物輸送方策検討業務 R1.11.25 ～ R2.3.19 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R1.11.25	中央復建コンサルタンツ(株)東京本社 東京都千代田区麹町2-10-13	3120001056860	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-15のとおり (簡易公募型プロポーザル)	9,596,130	9,460,000	98.6%		
横浜港臨港道路(はま道路)緊急復旧検討業務(その2) R1.9.18 ～ R1.11.29 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R1.11.25	パンフィックコンサルタンツ(株)首都圏本社 東京都千代田区神田錦町3-22	8013401001509	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号 理由は別紙2-16のとおり	25,487,144	25,487,000	100.0%		
令和元年12月分 該当なし										
横浜港臨港道路(はま道路)緊急復旧調査(その2) R1.9.9 ～ R2.1.31 測量・調査	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.1.30	(株)バスコ横浜支店 横浜市中区山下町223	5013201004656	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号 理由は別紙2-17のとおり	3,529,431	3,487,000	98.8%		
横浜港臨港道路(はま道路)緊急復旧調査(その3) R1.9.9 ～ R2.1.31 測量・調査	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.1.23	いであ(株) 東京都世田谷区駒沢3-15-1	7010901005494	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号 理由は別紙2-18のとおり	7,577,597	7,425,000	98.0%		
横浜港港道路(はま道路)緊急復旧検討業務 R2.2.27 ～ R2.3.31 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.2.27	日本工営(株)東京支店 東京都千代田区九段北1-14-6	2010001016851	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号 理由は別紙2-19のとおり	22,880,645	22,770,000	99.5%		

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の 根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職 の役員 数	備考
令和2年3月分 該当なし										

1. 工 事 名 川崎港臨港道路東扇島水江町線主橋梁部 (MP2) 橋梁下部工事

2. 契約の相手方 五洋・清水特定建設工事共同企業体

3. 理 由

本工事は、川崎港臨港道路東扇島水江町線のうち、京浜運河を横断する主橋梁部のMP 2 橋脚下部（鋼管矢板井筒基礎及び橋脚）を施工するものであり、平成 27 年 3 月から平成 30 年 3 月まで工期を確保し契約を行った。

本橋梁は、京浜運河を航行する船舶の航行空間を確保するとともに、東京国際空港の空域制限をふまえ主塔高を抑えた構造形式となっており、東日本で最長の支間長を持つ斜張橋となる。MP 2 の基礎構造については、水深が約 13 m と深く、水面下 6.2 m の支持層に基礎工を構築するため、大水深、軟弱地盤、支持層が深い場合でも施工が可能な鋼管矢板井筒基礎を採用した。

平成 29 年度は、井筒内の掘削、排水を実施したところ、鋼管矢板の変位・ひずみ計測値が管理基準値を超過したため、工事を一時中止し、軟弱地盤に対する対策検討を行う必要が生じた。対策工として高圧噴射攪拌工法による地盤改良工法を採用することとなり、平成 29 年度は試験施工を行い、平成 30 年度へ繰り越し実施工を行った。

地盤改良工を進めるにつれ、排泥が試験施工時に想定していたものより粘性が高い土質性状であったため、排泥処理作業（施工面より栈台上までの高低差 20 m の揚土）中の配管目詰まり等が発生し、度々工事中断を余儀なくされた。対策として加水による解泥等により問題は解決されたが、結果、加水することによる排泥量が多くなったため、地盤改良の施工に時間を要した。

また、地盤改良後の井筒内掘削において、4 つある隔室の 1 つより細砂まじりの湧水が発生し、排水作業を並行しながら掘削作業を試みたが、湧水の影響により頂版コンクリート施工面における地盤の盤ぶくれが発生する可能性が生じたため、状況の把握、安全性確認のための調査ならびに対策検討に時間を要した。

これらの事象により、既契約工事での完成は不可能となった。

鋼管矢板井筒基礎による橋脚下部工の工事においては、鋼管矢板で締め切り、地盤を所要の深さまで掘削、山留支保工を設置し、井筒内を排水した状態で、頂版コンクリート及び橋脚を連続して構築するが、鋼管矢板（仮締切兼用）には長期間にわたり大きな水圧や土圧が作用するため、現場においては、鋼管矢板に生じる残留応力を規定値内に抑え、施工中の鋼管矢板としての機能を失わないように、山留支保工に作用する応力や鋼管矢板の応力等を絶えず計測・監視し、補強の要否や補強方法の判断に適切に反映させることが不可欠となる。

前工事の実施後では、前工事の施工者が行った支保工の設計の詳細及び地盤改良工の追加に伴う鋼管矢板に生じる残留応力を予測する施工者固有の解析手法の詳細については、前工事の施工者以外では知り得ず、したがって、土圧や水圧等の計測結果から行った補強の要否、補強方法の判断の詳細も知り得ない。よって、一貫した判断に基づき、仮仕切兼用の鋼管矢板としての機能を失わず、施工の安全性を確保できるのは、前工事の施工者に限られることから、競争が存在しない。

従って、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」第13条第1項に規定する「既契約工事の調達の相手方以外の者から調達したならば既契約工事の完成を確保する上で著しい支障が生じるおそれがあるとき」に該当することから、随意契約を締結することが最も適切である。

4. 適用法令

会計法第29条の3第4項

国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項

件名：東京国際空港D滑走路維持管理等工事

本工事は、下記の理由により、鹿島・あおみ・大林・五洋・清水・新日鉄住金エンジ・JFE エンジ・大成・東亜・東洋・西松・前田・三菱重工・みらい・若築異工種建設工事共同企業体（以下、「共同企業体」という）と随意契約する。

記

東京国際空港 D 滑走路建設外工事（以下、「D 滑走路工事」という）の工事目的物は、設計供用期間を 100 年とし、空港島本体に鋼材を本格導入した我が国初となる埋立・栈橋のハイブリッド構造である。このため、施工はもちろんのこと維持管理の確実な実行が必要とされ、D 滑走路工事の入札では総合評価落札方式を採用し、設計施工費用に維持管理費を加えた額を入札条件に落札者を決定した。また、契約上も同維持管理費を確実に担保させるため、工事請負契約書に設けた特則条項において、「技術的競争性がない等の甲の判断および国会の議決にもとづいてなされる甲の請求を停止条件」とし、維持管理業務を重要視してきた。よって、今回、維持管理に係る契約を締結するに当たり、現時点での「技術的競争性がない」ことを以下検証する。

必要となる維持管理業務は、通常の滑走路等における定期的な点検（目視観測、路面測定等）はもとより、沈下管理やひずみ計、傾斜計等による動態観測、鋼材の肉厚測定、電気防食の電位測定、栈橋内部の湿度管理等に対しても常時確認するが、これには設計・施工時の経験を踏まえた高い技術力が必要となる。

特に、埋立と栈橋部を繋ぐ接続部では、埋立側背面の沈下が滑走路や誘導路等の段差、不陸、目開き等の路面変状に直結し、航空機の運用に重大な影響を及ぼすため、これら変状の計測とともに、設計・施工時に設定した判断基準（予測経年変形量等）との照合を含めた総合的な予見能力が求められる。なお、点検・計測の結果やそれに応じた判断基準との照合は、構造形式や部材特性等も踏まえ、共同企業体が構築した総合的維持管理システムを用いることで確実な実行が見込まれる。

また、鋼部材の防食機能保持のためのチタン製カバープレート、接続部や連絡誘導路の伸縮装置、海生物付着による劣化の軽減を考慮したステンレスライニング等、最先端の特殊部材を多数採用したが、これらの維持・補修や交換にあたっては、設計・施工段階の経験に基づく専門知識や技術が不可欠となる。

さらに、より実態に則した維持管理とするため、必要に応じて維持管理計画を見直す必要があるが、この場合も設計・施工段階の知見が重要な要素となる。

以上から、現段階においても共同企業体のみが円滑に実施できる唯一の者であり、「技術的競争性はない」と判断できる。

一方、D 滑走路工事では、契約締結前から学識経験者による第三者委員会（技術検討委員会、コスト縮減委員会）を組織しているが、いずれの委員会からも「現段階における維持管理を第三者が実施することは、瑕疵担保や技術的な問題を含めて、相当なリスクを背負うことになる。」「当初段階から本体工事の施工者以外の者を想定した一般競争による契約方式では、発注者側に求められる責任やリスクが格段に大きくなる。」とされ、「維持管理契約については、共同企業体と契約することが適切である。」との結論を得ている。

以上のことから、会計法第 29 条の 3 第 4 項の規定に基づき、共同企業体と随意契約を行うものである。

件名 東京国際空港における耐震設計等の高度化及び空港舗装の品質向上に関する研究委託

本業務は、下記の理由により、国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾技術研究所と随意契約する。

記

本業務は、東京国際空港における空港土木施設の設計から維持管理までのライフサイクル全般にわたる課題の解決を目指すものである。

具体的には、空港土木施設の耐震設計等の高度化及び耐震対策として実施する地盤改良の物理探査による出来形の確認手法や不均質地盤での改良効果の評価手法を検討するとともに、空港舗装の品質及び施工性の向上を図るため、舗装材料の特性の評価に関する検討を行うものである。

本業務実施に際しては、空港土木施設の整備に関する総合的かつ最新の知見を有し、さらに理学的・工学的な研究遂行能力及び研究実績を有している必要があり、以下に示す高い技術力を有している必要がある。

【必要となる技術力】

- ① 強震観測記録データの解析により、軟弱地盤における地震特性に関する研究の実績を有していること。
- ② 地震応答解析手法の開発・高度化に関する研究及び地盤の数値モデル化手法に関する研究の実績を有していること。
- ③ 大型遠心模型実験及び高度な画像解析システムを利用した高圧噴射攪拌工法及び薬液注入工法の性能に関する研究の実績を有していること。
- ④ 航空機接地圧相当の走行荷重を載荷することができる試験装置を利用した舗装材料の特性の評価に関する研究の実績を有していること。

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所港湾空港技術研究所（以下、「研究所」という。）は、港湾、空港及び海岸の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等を行うことにより、効率的かつ円滑な港湾、空港及び海岸の整備等に資するとともに、これらに関する技術の向上を図る事を目的として平成13年に設立された機関である。本業務に関連する研究においても、地震時の地盤や構造物の挙動に関する研究、地盤・構造物の設計法の高度化に関する研究、空港における新しい舗装技術やその補修工法に関する研究、土質データベースのデータ補間と三次元可視化技術の開発等は国際的評価を得ている。また、上記①から④に示す高い技術力を有しており、これらの各研究を活用した総合的かつ水準の高い研究を実施可能な研究機関は研究所において他にはない。

また、研究所は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）及び国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法（平成11年法律第208号）に則って設立された機関であり、公正かつ中立的な立場から研究を実施している。

このため、上記要件を満たすと認められるものがない場合に特定公益法人等と随意契約手続きに移行することを明示して「参加意思確認書の提出を申請する公募」を行ったところ、参加意思確認書を提出する者がいなかったことから、当該委託契約を遂行することができる唯一の機関として選定した国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所と会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約を行うものである。

随意契約理由書

別紙2-4

件名 大水深岸壁等の効果的・効率的な整備手法等に関する研究委託

本業務は、下記の理由により、国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾技術研究所と随意契約する。

記

本業務は、船舶の大型化に対応した大水深岸壁等の港湾施設を効果的・効率的に整備するために必要となる港湾施設の計画から設計、施工、運営、維持管理に至るライフサイクル全般の課題の解決を目指すものである。

具体的には、矢板式係船岸の増深等の改良設計法、基礎捨石の安定性の評価手法、係留施設の使用可否判断手法、埋設された鋼材の腐食・防食の検討及び大規模高規格コンテナターミナルへの新技術・手法の導入と配置計画に関する検討を行うものである。

本業務実施に際しては、港湾整備に関する総合的かつ最新の知見を有し、さらに理学的・工学的な研究遂行能力及び研究実績を有している必要があり、以下に示す高い技術力を有している必要がある。

【必要となる技術力】

- ① 既設構造部材の残存耐力の評価を含む矢板式係船岸の増深設計手法に関する研究の実績を有していること。
- ② 基礎捨石の挙動に関して、大型遠心模型実験及び高度な画像解析システムを活用した研究の実績を有していること。
- ③ 係留施設の変位量を考慮した係留施設の性能評価に関する研究の実績を有していること。
- ④ 海洋環境下における鋼材の腐食・防食特性に関して、暴露試験施設や実環境下での連続モニタリングを活用した研究の実績を有していること。
- ⑤ 高規格コンテナターミナルにおける個々の荷役機械及び車両の動きを再現して貨物処理容量を解析・評価する能力を有していること。

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所港湾空港技術研究所（以下、「研究所」という。）は、港湾、空港及び海岸の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等を行うことにより、効率的かつ円滑な港湾、空港及び海岸の整備等に資するとともに、これらに関する技術の向上を図る事を目的として平成13年に設立された機関である。本業務に関連する研究においても、矢板式係船岸の改良設計に関する研究、基礎捨石の安定性評価手法の研究、係留施設使用可否判断手法に関する研究、鋼材の腐食・防食特性に関する研究、コンテナターミナルの取扱容量に関する研究等は国際的評価を得ている。また、上記①から⑤に示す高い技術力を有しており、これらの各研究を活用した総合的かつ水準の高い研究を実施可能な研究機関は研究所において他にはない。

また、研究所は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）及び国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法（平成11年法律第208号）に則って設立された機関であり、公正かつ中立的な立場から研究を実施している。

このため、上記要件を満たすと認められるものがない場合に特定公益法人等と随意契約手続きに移行することを明示して「参加意思確認書の提出を申請する公募」を行ったところ、参加意思確認書を提出する者がいなかったことから、当該委託契約を遂行することができる唯一の機関として選定した国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所と会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約を行うものである。

平成31年度

横浜技調

随 意 契 約 理 由 書

別紙2-5

件名 三次元流動及び食物連鎖が再現可能な東京湾海域環境予測モデルの構築に関する
研究委託

本業務は、下記の理由により、国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾技術研究所と随意契約する。

記

本業務は、生物と共生可能な港湾構造物の整備の効果や浅場修復等による環境への配慮の効果把握・予測することを目的として、東京湾における三次元流動及び食物連鎖を再現し、海域環境に大きな影響を及ぼす赤潮及び青潮の発生の予測が可能な海域環境影響に係る予測モデルの構築に関する検討を行うものである。

本業務実施に際しては、海域環境に関する総合的かつ最新の知見を有し、さらに理学的・工学的な研究遂行能力及び研究実績を有している必要があり、以下に示す高い技術力を有している必要がある。

【必要となる技術力】

- ① 底層からの湧昇流など三次元流動及び海域での食物連鎖を再現可能な海域環境予測モデルに関する研究の実績を有していること。

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所港湾空港技術研究所（以下、「研究所」という。）は、港湾、空港及び海岸の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等を行うことにより、効率的かつ円滑な港湾、空港及び海岸の整備等に資するとともに、これらに関する技術の向上を図る事を目的として平成13年に設立された機関である。本業務に関連する環境予測モデルの構築に関する研究等は国際的評価を得ている。また、上記①に示す高い技術力を有しており、これらの各研究を活用した総合的かつ水準の高い研究を実施可能な研究機関は研究所において他にはない。

また、研究所は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）及び国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法（平成11年法律第208号）に則って設立された機関であり、公正かつ中立的な立場から研究を実施している。

このため、上記要件を満たすと認められるものがない場合に特定公益法人等と随意契約手続きに移行することを明示して「参加意思確認書の提出を申請する公募」を行ったところ、参加意思確認書を提出する者がいなかったことから、当該委託契約を遂行することができる唯一の機関として選定した国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所と会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約を行うものである。

件名：走行支援技術を活用した港湾におけるコンテナ輸送効率化方策検討業務

本業務は、下記の理由により、みなと総合研究財団と随意契約する。

記

本業務は、我が国の港湾におけるコンテナ輸送の生産性向上及び労働環境の改善を図るため、京浜港をモデルケースとして、走行支援技術を活用したトレーラーによる輸送実験の実施計画案を検討するものである。

本業務は単にコンテナトレーラーの技術開発実証ではなく、将来、実証された走行支援技術を活用したコンテナトレーラーをコンテナターミナルにおいて活用することにより、コンテナ輸送の効率化ひいては港湾物流全体の効率化につなげるものである。

なお、コンテナトレーラーに走行支援技術を活用し、港湾内で実施する輸送実証実験計画の立案において、走行支援技術の内容や水準及びコンテナターミナル運用ルールに留意し、実験で検証すべき課題について検討する必要がある。

このように、本業務はコンテナ輸送効率化及び港湾物流全体の効率化の検討を行う必要があるため、港湾物流の効率化に関する高度な専門的知識が求められる。

よって、港湾物流の効率化に関する高度な専門的知見を有する者から、具体的な技術提案を募り、提案を仕様に反映させることで、優れた成果を得ることが期待できる。

こうした背景から、港湾物流の効率化に関する専門的知識を有する者から、本業務の実施にあたって、上記の着眼点について具体的な技術提案を求めるものである。そのため、プロポーザル方式により以下の特定テーマについて技術提案を求めた。

- ① コンテナトレーラー輸送実証実験計画の立案において、走行支援技術の内容や水準及びコンテナターミナル運用ルールに留意し、実験で検証すべき課題の着眼点

その結果、みなと総合研究財団が本業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、契約先に特定した。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、みなと総合研究財団と随意契約するものである。

以上

随 意 契 約 理 由 書

件名：情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化検討業務（その 2）

本業務は、下記の理由により、情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化検討業務（その 2）みなと総合研究財団・三井 E & S マシナリー設計共同体と随意契約する。

記

本業務は、横浜港南本牧ふ頭において、平成 30 年度に関東地方整備局が構築した CONPAS の改修を行い、試験運用を通じて効果検証を行うとともに、コンテナ輸送の更なる効率化を進めるため、AI、IoT 等の技術に関する活用検討を行うものである。

このように、本業務は、CONPAS を改修したうえで同システムの運用により港湾物流の効率化に与える影響を把握・分析する必要があること、さらには、港湾物流において、適用可能な AI、IoT 等技術の活用検討の必要があるため、港湾情報システムと港湾物流に関する高度な専門的知識を基礎とした着眼点が求められる。

よって、港湾情報システム及び港湾物流に関する高度な専門的知見を有する者から、具体的な技術提案を募り、提案を仕様に反映させることで、優れた成果を得ることが期待できる。

こうした背景から、港湾情報システム及び港湾物流に関する専門的知識を有する者から、本業務の実施にあたって、上記の着眼点について具体的な技術提案を求めるものである。そのため、プロポーザル方式により以下の特定テーマについて技術提案を求めた。

① コンテナ輸送の効率化を進めるための AI、IoT 等技術の活用方策を検討する際の着眼点

その結果、CONPAS 改修及びコンテナ輸送効率化実証業務みなと総合研究財団・三井 E & S マシナリー設計共同体が本業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、契約先に特定した。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化検討業務（その 2）みなと総合研究財団・三井 E & S マシナリー設計共同体と随意契約するものである。

以上

件名：京浜港におけるコンテナターミナルゲート効率化検証業務

本業務は、下記の理由により、中央復建コンサルタンツ(株)と随意契約する。

記

本業務は、我が国の港湾におけるコンテナ輸送の生産性向上及び労働環境の改善を図ることを目的に、ICTを活用したコンテナ輸送効率化を京浜港の各コンテナターミナルで円滑かつ効果的に実現するために、コンテナターミナルの現況を把握した上で、ICTを活用したコンテナ輸送効率化の実現に向けた検討を行うもとに、ICTを活用したコンテナ輸送効率化による効果を推計するものである。

ICTを活用したコンテナ輸送効率化による効果の推計に際しては、京浜港の各コンテナターミナルにおけるコンテナトレーラーの動線、コンテナトレーラーの待機時間、搬出入ゲートの運用方法等を把握した上で、ICTを活用したコンテナ輸送効率化による効果を具体的に示せるよう推計を行う必要があることから、港湾物流の効率化及び渋滞状況分析に関する高度な専門的知識を基礎とした着眼点が求められる。

よって、港湾物流の効率化及び渋滞状況分析に関する高度な専門的知見を有する者から、具体的な技術提案を募り、提案を仕様に反映させることで、優れた成果を得ることが期待できる。

こうした背景から、港湾物流の効率化及び渋滞状況分析に関する高度な専門的知識を有する者から、本業務の実施にあたって、上記の着眼点について具体的な技術提案を求めるものである。そのため、プロポーザル方式により以下の特定テーマについて技術提案を求めた。

- ① ICTを活用したコンテナ輸送効率化による各コンテナターミナルへの効果を推計するためのシミュレーション等を実施する際の着眼点

その結果、中央復建コンサルタンツ(株)が本業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、契約先に特定した。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、中央復建コンサルタンツ(株)と随意契約するものである。

以上

随 意 契 約 理 由 書

件名：クルーズを通じた地域振興等の方策に係る検討業務

本業務は、下記の理由により、一般財団法人みなと総合研究財団と随意契約する。

本業務は、クルーズを通じた地域振興等の方策に係る検討を行うと共に、関東地方整備局管内の寄港地や管外の寄港地でも活用可能となる、クルーズ旅客等の安全かつ円滑な移動・観光を支援するためのシステムを作成し、効果を検証し、課題への対策を検討するものである。

本業務の遂行にあたっては、クルーズ旅客等の安全かつ円滑な移動を支援し、寄港地及び周辺地域にクルーズ需要を取り込む必要があるため、現地に不案内なクルーズ旅客等が寄港直後や発災時に利用することを想定し、下船直後のターミナル周辺と発災時の街中のそれぞれのケースについて、クルーズ旅客等にとって有効な情報を整理し、移動・観光支援システムのユーザーインターフェイスの改良に向けクルーズ旅客等の受入環境と行動特性に関する総合的かつ最新の知見を有していることが必要であり、専門的な知見を有する者から、クルーズ旅客等の特性から潜在的なユーザーニーズを把握し、移動・観光支援システムの使用機会誘発や継続的な利用を促すため業務の実施に当たっての着眼点や留意点について、簡易公募型プロポーザル方式により技術提案を求めた。

その結果、優れた技術提案を行った一般財団法人みなと総合研究財団が本委託業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、契約先に特定した。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、一般財団法人みなと総合研究財団と随意契約するものである。

令和元年度随 意 契 約 理 由 書

件名：東京湾の港湾における事業継続計画検討業務

本件は、下記の理由により公益社団法人日本港湾協会と随意契約する。

東京湾BCP及び港湾BCPについては、策定された計画の実効性を不断に検証し見直しを行うとともに、台風や高潮等、港湾機能に重大な支障を及ぼす恐れのあるその他の自然災害に対しても対応していく必要がある。本業務においては、東京湾BCPの実効性を検証するため、当局が実施する地震・津波発災時を想定した訓練計画案を策定するとともに、訓練結果を踏まえBCPの実効性の検証を行う。また、横浜港の港湾BCPをケーススタディとして、地震・津波に関するBCPの内容の見直しを行うとともに、新たに台風・高潮災害を考慮し、改訂案の検討を行うものである。

本業務の遂行にあたっては、港湾の事業継続計画に関する幅広い知見を有し、その実効性検証に伴う訓練計画立案に係る知識が重要となることから、業務実施における着目点について、簡易公募型プロポーザル方式により技術提案を求めた。

その結果、優れた技術提案を行った公益社団法人日本港湾協会が本業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、契約先に特定した。

これらのことから、会計法第29条の3第4項に基づき、公益社団法人日本港湾協会と随意契約するものである。

令和 元 年度

随 意 契 約 理 由 書

件名：海外主要コンテナ港湾における先進技術等を踏まえた
京浜港の機能高度化方策検討業務

本業務は、下記の理由により、一般財団法人国際臨海開発研究センターと随意契約する。

本業務は、国際コンテナ戦略港湾政策を推進し、欧州及び北米をはじめ多方面・多頻度のサービスを充実させ、京浜港の競争力強化のため、海外先進港におけるコンテナターミナルの施設諸元、荷役の自動化技術やIoT等の情報通信技術並びにAIの取り組み状況の事例や船舶の統計等を調査した上で、京浜港における今後のコンテナ輸送の見通しを分析するとともに、コンテナ港湾としての競争力を今後更に高めるために必要となる課題を分析し、その課題に対する対応策を検討することを目的とする。

本業務の遂行にあたっては、コンテナターミナルの施設・運営に関する知見を有し、海外主要港におけるコンテナターミナルの先進的な取組を調査するために必要な情報収集能力及び競争力強化の観点に立った国際コンテナ戦略港湾政策に対する提言能力を有していることが必要であり、海外先進港におけるコンテナターミナルの施設諸元、荷役の自動化技術やIoT等の情報通信技術並びにAIの取り組み状況の事例や船舶の統計等を調査し、課題への対策を検討するものであるため、海外先進港のコンテナターミナルの施設・運営に関する専門的な知見が必要となり、業務実績の少ない特殊業務であることから業務の実施に当たっての着眼点や留意点について、簡易公募型プロポーザル方式により技術提案を求めた。

その結果、優れた技術提案を行った一般財団法人国際臨海開発研究センターが本委託業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、契約先に特定した。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、一般財団法人国際臨海開発研究センターと随意契約するものである。

令和元年度随意契約理由書件名：東京湾水環境再生計画に係る生物生息環境改善検討等業務

本件は、下記の理由により一般財団法人みなと総合研究財団と随意契約する。

本業務は、東京湾水環境再生計画（国土交通省関東地方整備局 平成 27 年 4 月改訂）推進のための具体的施策のうち「生物生息環境改善プラン」を推進する方策検討を行うとともに、「水質改善プラン」を推進する課題の整理を行うものである。また、東京湾水環境再生計画の進捗状況を確認するために、前述した 2 つのプランに加え、その他の具体的施策に関する取組状況、及びその効果を評価するための指標に係る数値についての現況把握を行うとともに、海の再生全国会議を運営するものである。

本業務の遂行にあたっては、汽水域における海域環境の特性や磯場における水生生物の生息場に関する知識を有していることに加え、東京湾の水環境に関する各種施策や取り組み状況、または各種研究報告などの内容を熟知していることが必要であることから、簡易公募型プロポーザル方式により、以下の特定テーマについて技術提案を求めた。

- ・ 生物の生息・生育場の創出、および自然浄化機能の維持・向上のための実施手法や、実施後の改善効果を評価するための着眼点について

その結果、優れた技術提案を行った一般財団法人みなと総合研究財団を特定した。過去の同種業務における業務実績及び今回の技術提案の内容から総合的に判断し、一般財団法人みなと総合研究財団が本業務を円滑かつ適切に実施できるものと思料される。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、一般財団法人みなと総合研究財団と随意契約するものである。

令和元年度随意契約理由書件名：石炭灰混合材料を活用した東京湾水環境改善手法検討業務

本件は、下記の理由により一般社団法人 水底質浄化技術協会と随意契約する。

本業務は、東京湾の水環境再生にかかる取組の一環として、石炭灰混合材料を活用した底質改善対策の施工及び維持管理に係る検討を行うとともに、底質改善効果の検証方法について検討を行うものである。

本業務の遂行にあたっては、石炭灰混合材料の特性や施工計画策定によるこれまでの知見や専門的且つ高度な技術が必要であることから、簡易公募型プロポーザル方式により、以下の特定テーマについて技術提案を求めた。

- ・石炭灰混合材料を活用した、底質改善のための実証実験（施工）における計画策定に際しての着眼点について

その結果、優れた技術提案を行った一般社団法人水底質浄化技術協会を特定した。過去の同種業務における業務実績及び今回の技術提案の内容から総合的に判断し、一般財団法人みなと総合研究財団が本業務を円滑かつ適切に実施できるものと思料される。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、一般社団法人水底質浄化技術協会と随意契約するものである。

随意契約理由書

1. 工事件名 横浜港臨港道路（南本牧はま道路）緊急復旧工事
2. 履行場所 横浜市中区かもめ町地先
3. 随意契約の相手方 五洋建設（株）東京土木支店
4. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び
予算決算及び会計令第102条の4第3号

5. 随意契約に付する理由

横浜港の国有港湾施設である「南本牧はま道路」は、大水深コンテナターミナルが集中する南本牧ふ頭と本牧ふ頭を接続するとともに、南本牧ふ頭と首都高湾岸線を直結することで、物流の効率化を通じた国際競争力の強化を図るために整備し、平成29年3月4日に供用を開始した臨港道路であり、横浜港と背後圏の間、並びに港内を流動する物流関連車輛の交通の円滑化、産業立地環境の向上と物流コストの低減、首都圏をはじめとする産業の国際競争力の強化に資するものとして機能を十分に発揮してきたところである（交通の円滑化の一例として、南本牧ふ頭地区～本牧ふ頭地区間の車輛の走行時間を4割短縮することが可能となった。）。

また、南本牧ふ頭へのアクセス道路が複線化されることで港湾物流関連車輛の動線が確保されたため、事故や災害の発生時においてもコンテナターミナルの機能が良好に確保されるといったメリットを生み出している。

さらに、南本牧ふ頭地区では、近年のコンテナ船の大型化及びコンテナ貨物量の増加に対応し、円滑な物流を確保するために整備を進めてきた MC4 コンテナターミナルが完成を目前に控え、益々、南本牧ふ頭地区の利用率が高まり、交通量の増大が見込まれている。

このような中、令和元年9月9日に発生した台風15号により、「南本牧はま道路」が被災し、使用に堪えない程の重大な損傷を受けたところである。当該施設の機能が麻痺し、コンテナ輸送力が大幅に低下した状態を一刻も早く回避する必要があるため、本工事は緊急的に対応する必要がある。

このため、予め「災害時の応急対策業務等に関する協定書（平成28年3月23日付）（以下「協定書」という。）」を取り交わしている一般社団法人日本埋立浚渫協会関東支部に対して対応可能な会員の情報収集依頼を行った。

対応可能な会員の報告をもとに、協定書第6条（業務の実施体制等）により、工事の内容及び使用可能な資機材等の保有状況等を総合的に判断した結果、本工事の対応者を五洋建設（株）東京土木支店に特定し、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定に基づき、緊急の必要により随意契約するものである。

なお、本契約手続きは、災害時の緊急対応の充実強化を法改正の理念の一つとして、令和元年6月14日に公布・施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第35号）」第7条（発注者等の責務）に基づき実施するものである。

令和 元 年度

随 意 契 約 理 由 書

件名：港湾における小口貨物輸送方策検討業務

本業務は、下記の理由により、中央復建コンサルタンツ株式会社と随意契約する。

記

主に農水産品の輸出入に使用する冷凍・冷蔵用 CFS は、現在、その多くが港頭地区に存在している。また、近年、冷凍・冷蔵コンテナによる農水産品の輸出量が増加しているため、それらを輸送するトラックドライバーの不足や、冷凍・冷蔵用 CFS を増設するための港頭地区の土地不足が顕在化している。

これらの課題解決にあたっては、港頭地区に集中する冷凍・冷蔵用 CFS を内陸部に移転し、冷凍・冷蔵コンテナの混載輸出を効率化することが有効な対策であると考えられる。

本業務は、京浜港、茨城港（以下、京浜港等とする）及びそれらの背後圏における冷凍・冷蔵混載貨物の取扱に関する現況を把握したうえで、冷凍・冷蔵用 CFS の内陸部への設置に向けた課題を整理するとともに、既存のインランドデポを活用して内陸部に冷凍・冷蔵用 CFS を設置する場合の費用及び冷凍・冷蔵コンテナの混載輸出の効率化に関する効果について推計するものである。

既存のインランドデポを活用して内陸部に冷凍・冷蔵用 CFS を設置する場合の効果の推計に際しては、京浜港等で取り扱われる冷凍・冷蔵混載貨物量、及びそれらの背後圏における輸出用農水産品の生産地を把握したうえで、冷凍・冷蔵用 CFS を内陸部へ移転することにより、冷凍・冷蔵コンテナの混載輸出の仕組みがどのように効率化するのかを具体的に示すことが必要であることから、港湾における物流効率化及び貨物流動調査に関する専門的知識を有する者から、具体的な技術提案を募り、提案を仕様に反映させることで、優れた成果を得ることが期待できる。

こうした背景から、港湾における物流効率化及び貨物流動調査に関する専門的な知識を有する者から、本業務の実施にあたって、上記の着眼点について具体的な技術提案を求めるものである。そのため、プロポーザル方式により以下の特定テーマについて技術提案を求めた。

- ① 既存のインランドデポに冷凍・冷蔵用CFSを設置する場合の冷凍・冷蔵コンテナの混載輸出の効率化に関する効果を推計するための着眼点

その結果、中央復建コンサルタンツ株式会社が本業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、契約先に特定した。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、中央復建コンサルタンツ株式会社と随意契約するものである。

以上

令和元年度

随意契約理由書

件名： 横浜港臨港道路（はま道路）緊急復旧検討業務（その2）

本件は、下記の理由により パシフィックコンサルタンツ株式会社と随意契約いたしたい。

記

令和元年9月9日、台風15号の強風により本牧沖で走錨していた貨物船が、首都高速道路と南本牧ふ頭を直結する横浜臨港道路「南本牧はま道路」の海上区間の橋梁に衝突し、約400mの範囲で大きな損傷が確認された。

本業務は、被災した橋梁の早期復旧を図りコンテナ輸送力が大幅に低下した状態を一刻も早く解消するため、船舶衝突事故における衝突状況について確認するとともに、対象船舶の軌跡を再現するものである。

このため、平成19年4月1日付で締結した「災害時の応急対策に係る調査・設計業務に関する協定書」に基づき 一般社団法人 港湾技術コンサルタンツ協会 に対して対応可能な会員の情報収集依頼を行った。

対応可能な会員の報告をもとに、業務の内容等を総合的に判断した結果、本業務の対応者を、パシフィックコンサルタンツ株式会社に特定し、会計法第29条の3第4項の規定及び予決令102条の4第3号の規程に基づき緊急の必要により、随意契約するものである。

随意契約理由書

1. 業務件名 横浜港臨港道路（はま道路）緊急復旧調査（その2）
2. 履行場所 横浜港港内
3. 随意契約の相手方 （株）パスコ
4. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び
予算決算及び会計令第102条の4第3号

5. 随意契約に付する理由

令和元年9月9日、台風15号の接近、通過に伴い、横浜港内の横浜臨港道路「南本牧はま道路」の海上橋梁部及び本牧地区岸壁（-16m）において被害が確認された。

本格的な復旧にあたっては、被災の程度を確認し、復旧方針を検討する必要があることから、「南本牧はま道路」においては、空中から海上橋梁部の被災全体の状況を確認し3次元データを作成確認すること、本牧地区岸壁（-16m）においては、目視調査による被災状況確認を緊急で行うことを決定した。

以上の状況を踏まえ、本業務は、被災した橋梁及び岸壁の状況確認を実施するものである。

このため、予め「災害時の応急対策に係る調査・測量・設計業務に関する協定書（平成24年3月30日付）（以下「協定書」という。）」を取り交わしている 一般社団法人海洋調査協会 に対して対応可能な会員の情報収集依頼を行った。

対応可能な会員の報告をもとに、協定書第3条（業務の内容）により、業務の内容等を総合的に判断した結果、本調査の対応者を、株式会社パスコに特定し、会計法第29条の3第4項及び予決令102条の4第3号の規程に基づき緊急の必要により随意契約するものである。

随意契約理由書

1. 業務件名 横浜港臨港道路（はま道路）緊急復旧調査（その3）
2. 履行場所 横浜市中区かもめ町地先（横浜港臨港道路）
3. 随意契約の相手方 いであ（株）
4. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び
予算決算及び会計令第102条の4第3号

5. 随意契約に付する理由

令和元年9月9日、台風15号の強風により本牧沖で走錨していた貨物船が、首都高速道路と南本牧ふ頭を直結する横浜臨港道路「南本牧はま道路」の海上区間の橋梁に衝突し、約400mの範囲で大きな損傷が確認された。

被災した橋梁の上空からの撮影を確認したところ、上空から撮影できない橋梁上部工の下面及び下部工の緊急調査が必要となった。

以上の状況を踏まえ、本業務は、被災した橋梁の船上目視調査、水中可視化調査等を実施するものである。

このため、予め「災害時の応急対策に係る調査・測量・設計業務に関する協定書（平成24年3月30日付）（以下「協定書」という。）」を取り交わしている 一般社団法人海洋調査協会 に対して対応可能な会員の情報収集依頼を行った。

対応可能な会員の報告をもとに、協定書第3条（業務の内容）により、業務の内容等を総合的に判断した結果、本調査の対応者を、いであ株式会社に特定し、会計法第29条の3第4項、予決令102条の4第3号の規程に基づき緊急の必要により随意契約するものである。

令和元年度随意契約理由書

件名： 横浜港臨港道路（はま道路）緊急復旧検討業務

本件は、下記の理由により 日本工営株式会社と随意契約いたしたい。

記

令和元年9月9日、台風15号の強風により本牧沖で走錨していた貨物船が、首都高速道路と南本牧ふ頭を直結する横浜臨港道路「南本牧はま道路」の海上区間の橋梁に衝突し、約400mの範囲で大きな損傷が確認された。

本業務は、被災した橋梁の早期復旧を図りコンテナ輸送力が大幅に低下した状態を一刻も早く解消するため、復旧工事対応としてのPC栈橋部復旧検討、復旧工事図面等の作成及び防衝工設計等を実施するものである。

このため、平成19年4月1日付で締結した「災害時の応急対策に係る調査・測量・設計業務に関する協定書」に基づき 一般社団法人港湾技術コンサルタント協会 に対して対応可能な会員の情報収集依頼を行った。

対応可能な会員の報告をもとに、業務の内容等を総合的に判断した結果、本業務の対応者を、日本工営株式会社に特定し、会計法第29条の3第4項、予決令102条の4第3号の規程に基づき緊急の必要により随意契約するものである。

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名 競争入札の別 (総合評価の実施)	予 定 価 格	契 約 金 額	落札率	備 考
関東地方整備局車両管理業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H31.4.1	日本道路興運(株)東京支店 東京都新宿区西新宿6-6-3	7011101016571	一般競争入札 (総合評価)	(基本月額) 1,225,950円(消費税込8%) 1,248,652円(消費税込10%)	(基本月額) 756,000円(消費税込8%) 770,000円(消費税込10%)	61.7%	単価契約 予定調達総額 9,156,000円 金額は消費税込(4/1～ 9/30(8%)と10/1～3/31 (10%)の合計)
平成31年度東京湾中央航路航路調査船運航 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H31.4.1	(株)ポルテック 東京都千代田区内神田1-8-1	5010401047320	一般競争入札	(基本月額) 305,965円(消費税込8%) 311,631円(消費税込10%)	(基本月額) 304,560円(消費税込8%) 310,200円(消費税込10%)	99.5%	単価契約 予定調達総額 184,182,112円 金額は消費税込(4/1～ 9/30(8%)と10/1～3/31 (10%)の合計)
港湾情報処理システム運用管理業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H31.4.1	(株)Lee. ネットソリューションズ 東京都中央区日本橋堀留町1-10-15	7010001123651	一般競争入札	38,533,860	37,075,320	96.2%	金額は消費税込(8%)
東京国際空港保安警備業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H31.4.1	首都圏ビルサービス協同組合 東京都港区赤坂1-1-16	1010405002003	一般競争入札	497,101,908	494,640,000	99.5%	金額は消費税込(8%)
巡回カウンセリング等業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H31.4.1	(一社)日本産業カウンセラー協会 東京都港区新橋6-17-17	6010405001009	一般競争入札	1,591,256	907,500	57.0%	
みなとカメラ制御ソフトウェアライセンス更新 及び保守 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H31.4.1	(特)港湾保安対策機構 東京都港区愛宕1-3-4	5010405005522	一般競争入札	1,716,000	1,716,000	100.0%	
東京湾中央航路浮標灯等保守点検 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H31.4.1	大新土木(株) 広島県呉市西中央3-1-31	8010001049045	一般競争入札	10,433,814	10,175,000	97.5%	
東京国際空港雨水排水中和設備保守点検 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H31.4.1	壽環境機材(株) 大阪市北区天満1-19-4	9120001063918	一般競争入札	28,995,880	19,690,000	67.9%	
茨城港湾港湾業務艇「ひたち」点検整備業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H31.4.22	(有)大九造船 千葉県銚子市松本町3-971-27	5040002085717	一般競争入札	5,843,138	5,830,000	99.8%	
コピー用紙購入 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H31.4.26	(株)ねずらむ 横浜市神奈川区片倉4-4-1	7020001024114	一般競争入札	6,559,856	4,724,071	72.0%	金額は消費税込(4/1～ 9/30(8%)と10/1～3/31 (10%)の合計)

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名 競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
トナーカートリッジ他購入 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H31.4.26	(株)井上企画 東京都町田市本町田3275-12	3012301002860	一般競争入札	8,331,604	6,991,744	83.9%	金額は消費税込(4/1～ 9/30(8%)と10/1～3/31 (10%)の合計)
東京湾中央航路航路調査船「うらなみ」点検 整備業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R1.5.10	京浜ドック(株) 横浜市神奈川区守屋町1-2-2	3020001030545	一般競争入札	7,848,516	7,560,000	96.3%	金額は消費税込(8%)
千葉港港湾業務艇「あいりす」中間検査整備 業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R1.5.24	小湊造船(株) 千葉県袖ヶ浦市南袖9	7040001074272	一般競争入札	5,781,912	5,720,000	98.9%	
鹿島港港湾業務艇「かしまなだ」点検整備業 務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R1.6.7	(有)大九造船 千葉県銚子市松本町3-971-27	5040002085717	一般競争入札	5,871,476	5,830,000	99.3%	
首都圏臨海防災センター警備等業務(その 2) 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R1.6.10	(株)MSK 千葉市稲毛区稲毛東3-6-15	7040001076153	一般競争入札	8,502,792	6,025,320	70.9%	金額は消費税込(8%)
東京港港湾業務艇「江戸」点検整備業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R1.7.9	(有)新倉造船所 横須賀市佐島1-18-30	3021002066017	一般競争入札	6,481,543	6,435,000	99.3%	
海洋短波レーダー機器更新業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R1.7.9	日本無線(株)関東支社 東京都三鷹市牟礼6-21-11	3012401012867	一般競争入札	44,399,209	44,000,000	99.1%	
首都圏臨海防災センター庁舎で使用する電 気の需給 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R1.7.29	リエスパワーネクスト(株) 東京都豊島区東池袋4-21-1	3013301039380	一般競争入札	2,147,502	1,638,483	76.3%	
千葉港清掃兼油回収船「べいくりん」点検整 備業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R1.8.1	新潟造船(株) 新潟県新潟市中央区入船町4-37 76	7110001006714	一般競争入札	25,597,773	25,454,000	99.4%	
令和元年度パーソナルコンピュータ借上(そ の2) 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R1.8.5	(株)SSマーケット 東京都八王子市横山町6-9-8F	7010101010238	一般競争入札	12,615,348	9,055,216	71.8%	
東京湾中央航路航路調査船「べいさーち」定 期検査整備業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R1.8.9	新潟造船(株) 新潟県新潟市中央区入船町4-37 76	7110001006714	一般競争入札	14,923,870	14,410,000	96.6%	

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称及び 所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名 競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
令和元年度パーソナルコンピュータ借上(その3) 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R1.9.24	日立キャピタル(株) 東京都港区西新橋1-3-1	6010401024970	一般競争入札	55,653,941	34,737,560	62.4%	
出入管理情報システム機器等購入 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R1.9.30	(株)東機システムサービス 東京都港区芝5-26-24	3010401019131	一般競争入札	27,504,730	20,515,000	74.6%	
東京国際空港施工管理用カメラ設置 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R1.9.24	(株)九電工 東京本社 東京都豊島区東池袋3-1-1	6290001001120	一般競争入札	107,619,347	99,000,000	92.0%	
川崎港東扇島地区基幹的広域防災拠点訓練運営支援業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R1.9.13	エイアンドエー(株) 東京都港区南青山4-18-21	3010401082419	一般競争入札	7,809,985	7,645,000	97.9%	
京浜港港湾業務艇「たかしまⅡ」中間検査整備業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R1.10.9	京浜ドック(株) 神奈川県横浜市神奈川区守屋町1-2-2	3020001030545	一般競争入札	13,954,655	12,430,000	89.1%	
防災通信設備更新 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R1.10.11	扶桑電通(株) 東京都中央区築地5-4-18	6010001055706	一般競争入札	30,851,257	30,140,000	97.7%	
関東地方整備局タイルカーペット張替 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R1.11.1	(株)インテリア山下 新潟県新潟市中央区堀之内南1-32-16	1110001001316	一般競争入札	2,123,000	1,144,000	53.9%	
PSベースカード等作成業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R1.11.19	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) 東京都千代田区大手町2-3-1	7010001064648	一般競争入札	14,916,000	14,916,000	100.0%	
横浜技調水理実験場機械設備整備業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R1.12.6	(株)横浜工作所 横浜市鶴見区生麦2-3-29	6020001019172	一般競争入札	6,203,891	5,603,400	90.3%	
関東地方整備局港湾業務艇建造 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R1.12.9	(株)木曾造船 広島県尾道市向東町906	5240001037995	一般競争入札	375,929,400	291,280,000	77.5%	
令和元年度パーソナルコンピュータ借上(その4) 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.1.6	(株)JECC 東京都千代田区丸の内3-4-1	2010001033475	一般競争入札	3,868,025	2,409,330	62.3%	

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称及び 所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名 競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
東京空港整備事務所爆発物検知器(携帯型)他購入 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.1.31	コーンズテクノロジー(株) 東京都港区芝3-5-1コーンズハウス	1010401098920	一般競争入札	14,968,800	14,968,800	100.0%	
鹿島港機械設備「固定ジブクレーン」点検整備業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.1.31	日本海洋産業(株) 山口県下関市大和町1-5-8	5250001006132	一般競争入札	9,687,420	3,740,000	38.6%	
港湾空港部無線LANアクセスポイント更新 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.1.31	groxi(株) 東京都中央区日本橋堀留町1-10-15JL日本橋ビル4階	7010001123651	一般競争入札	4,239,400	3,999,600	94.3%	
椅子他購入 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.1.31	(株)マルハチ 横浜市鶴見区鶴見中央4-2-14	4020001018845	一般競争入札	4,288,526	3,568,818	83.2%	
防災備蓄食料他購入 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.1.31	(有)三章堂 東京都千代田区神保町1-103	2010002010093	一般競争入札	4,085,726	3,363,260	82.3%	
PSカード発行管理システム設置 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.2.21	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) 東京都千代田区大手町2-3-1	7010001064648	一般競争入札	6,710,000	6,270,000	93.4%	
令和2年3月分 該当なし									

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員数	備考
特定離島港湾事務所庁舎借上 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H31.4.1	相模産業(株) 東京都品川区北品川1-3-28	8010701003904	会計法第29条の3第4項 理由は別紙4-1のとおり	23,544,000	23,544,000	100.0%		金額は消費税込(4/1~9/30(8%)と10/1~3/31(10%)の合計)
行財政情報サービス提供業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H31.4.1	(株)時事通信社 東京都中央区銀座5-15-8	7010001018703	会計法第29条の3第4項 理由は別紙4-2のとおり	1,962,000	1,962,000	100.0%		金額は消費税込(4/1~9/30(8%)と10/1~3/31(10%)の合計)
CONPAS保守・運用業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	H31.4.22	(株)三井E&Sマシナリー 東京都中央区築地5-6-4	2010001183774	会計法第29条の3第4項 理由は別紙4-3のとおり	22,207,618	19,250,000	86.7%		
令和元年度乃至令和4年度川崎港臨港道路東扇島水江町線整備事業に係る委託契約 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R1.5.20	首都高速道路(株) 東京都千代田区霞が関1-4-1	2010001095722	会計法第29条の3第4項 理由は別紙4-4のとおり	1,800,000,000	1,800,000,000	100.0%		
令和元年東京港中央防波堤外側地区国際海上コンテナターミナル(水深16m)整備工事に係る委託契約 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R1.5.30	東京都 東京都新宿区西新宿2-8-1	8000020130001	会計法第29条の3第4項 理由は別紙4-5のとおり	40,184,492	40,184,492	100.0%		
令和元年度及び令和2年度川崎港臨港道路東扇島水江町線整備事業に係る委託契約 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R1.6.14	川崎市 川崎市川崎区宮本町1	7000020141305	会計法第29条の3第4項 理由は別紙4-6のとおり	539,247,000	539,247,000	100.0%		
令和元年7月分 該当なし										
令和元年8月分 該当なし										
令和元年9月分 該当なし										
川崎港東扇島地区基幹的広域防災拠点緊急物資荷さばき等訓練業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R1.10.9	川崎港運協会 会長 西 修一 川崎市川崎区東扇島38-1	—	会計法第29条の3第4項 理由は別紙4-7のとおり	1,556,685	1,290,850	82.9%		
川崎港東扇島地区基幹的広域防災拠点応急復旧及び緊急物資海上輸送等訓練業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R1.10.9	東亜建設工業(株)横浜支店 横浜市中区太田町1-15	3011101055078	会計法第29条の3第4項 理由は別紙4-8のとおり	14,776,963	14,630,000	99.0%		
台風15号に伴う横浜港南本牧ふ頭被災復旧業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R1.11.25	東亜建設工業(株)横浜支店 横浜市中区太田町1-15	3011101055078	会計法第29条の3第4項 理由は別紙4-9のとおり	1,688,217	1,650,000	97.7%		

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員数	備考
令和元年12月分 該当なし										
川崎港東扇島地区基幹的広域防災拠点駐機スポット設置訓練業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.1.23	東亜建設工業(株)横浜支店 横浜市中区太田町1-15	3011101055078	会計法第29条の3第4項 理由は別紙4-10のとおり	2,050,189	1,980,000	96.6%		
台風15号に伴う横浜港臨港道路(はま道路)がれき等撤去他業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.2.20	東亜建設工業(株)横浜支店 横浜市中区太田町1-15	3011101055078	会計法第29条の3第4項及び予算 決算及び会計令第102条の4第3号 理由は別紙4-11のとおり	1,415,785	1,408,000	99.5%		
台風15号に伴う横浜港臨港道路(はま道路)がれき等撤去他業務(その2) 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.2.20	五洋建設(株)東京土木支店 東京都文京区後楽2-2-8	1010001000006	会計法第29条の3第4項及び予算 決算及び会計令第102条の4第3号 理由は別紙4-12のとおり	6,361,011	6,325,000	99.4%		
台風19号に伴う流木撤去業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.3.9	東亜建設工業(株)千葉支店 千葉市中央区中央港1-12-3	3011101055078	会計法第29条の3第4項及び予算 決算及び会計令第102条の4第3号 理由は別紙4-13のとおり	8,500,420	7,975,000	93.8%		
台風19号に伴う流木撤去業務(その2) 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.3.9	東洋建設(株)関東支店 東京都千代田区神田神保町1-105	9120001077496	会計法第29条の3第4項及び予算 決算及び会計令第102条の4第3号 理由は別紙4-14のとおり	3,709,006	3,685,000	99.4%		
台風19号に伴う流木撤去業務(その3) 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.3.9	五洋建設(株)東京土木支店 横浜市中区山下町223	1010001000006	会計法第29条の3第4項及び予算 決算及び会計令第102条の4第3号 理由は別紙4-15のとおり	4,985,468	4,950,000	99.3%		
台風19号に伴う流木撤去業務(その4) 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.3.9	東亜建設工業(株)横浜支店 横浜市中区太田町1-15	3011101055078	会計法第29条の3第4項及び予算 決算及び会計令第102条の4第3号 理由は別紙4-16のとおり	3,461,559	3,410,000	98.5%		
台風19号に伴う流木撤去業務(その5) 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R2.3.9	若築建設(株)横浜支店 横浜市中区山下町223	6290801012011	会計法第29条の3第4項及び予算 決算及び会計令第102条の4第3号 理由は別紙4-17のとおり	4,671,913	4,400,000	94.2%		

特定離島港湾

随 意 契 約 理 由 書

件名：特定離島港湾事務所庁舎借上

本件は、下記の理由により、相模産業株式会社と随意契約する。

記

本件は、特定離島港湾事務所の庁舎借上を行うものである。

庁舎物件の選定にあたっては、①所管する南鳥島、沖ノ鳥島が東京都小笠原村に属することから、災害や工事事故等の緊急時はもとより、平常時においても地元自治体との調整が円滑に遂行できる場所であること、②離島の保全・管理に関する施策については、南鳥島で活動している防衛本省、気象庁、海上自衛隊横須賀総監部や不審船等の情報共有のため第三管区海上保安本部など、東京都内及び神奈川県内所在の関係官署との調整が必要であり、交通の利便性を考え選定する必要があること、③特定離島の港湾整備・管理に従事する作業船が係留できる沿岸域に近いこと、④災害対応を行うため耐震性を有する建物であること、⑤十分な執務スペースが確保できること等の条件をもとに、平成 26 年度に調査し、上記 5 つの条件を満たし、かつ最も経済的な物件として、相模産業株式会社所有の第 5 小池ビルを選定し、平成 27 年 5 月 1 日より庁舎として借り上げしている。現在においても適した国有施設はなく、周辺の調査により当該物件が平均単価より安価であることを確認している。さらに、新たに別の物件を借上げる場合は、移転に伴う多額の費用を要することから、当該物件を継続して借り上げることが最良と判断した。

以上により、当該物件が限定され、供給者が一に特定されることにより競争を許さないため、会計法第 29 条の 3 第 4 項の規定に基づき、当該物件の所有者である相模産業株式会社と随意契約を行うものである。

関東地方整備局

随 意 契 約 理 由 書

件名：行財政情報サービス提供業務

本業務は、下記の理由により、㈱時事通信社と随意契約する。

記

関東地方整備局は、社会資本の整備及び適切な維持管理、地震、風水害、津波等の自然災害や事故発生時への対応、地方公共団体への社会資本整備交付金等の支援等幅広い業務を担っている。

こうした幅広くかつ国民生活に直結する業務に迅速かつ適切に対応するためには、日常的に総理官邸を始めとする中央官庁や地方公共団体、さらには警察等の関係機関に関する最新の情報を最大限収集しておく必要がある。

本業務は、㈱時事通信社が独自に配信している官庁速報をはじめ、各大臣会見、首長会見及び会見速報など中央官庁・地方自治体の動静やニュース、時事刻々と発生する政治・社会ニュース災害情報のデータ提供を受け、日常業務に活用するものである。

㈱時事通信社の「i-JAMP」は、国内78拠点の支社・総支局の取材ネットワークを駆使して取材した中央省庁から地方自治体までの幅広い行政情報を掲載し、有益な情報をインターネットにより即時に提供している。また、行財政、経済情報等必要な専門情報をインターネットを利用して24時間リアルタイムで入手することができるサービスを行っている。

このような行政ニュース、災害情報、中央省庁や地方自治体からの情報発信及び各種データの提供を受けるにあたって、信頼性及び技術力の面においてもすぐれた組織体制を備えた業者は他になく、さらに本業務における行政ニュースや各分野の最新データ等の情報も㈱時事通信社だけが取り扱うと共に著作権を有しており、本業務を遂行できるのは㈱時事通信社以外にはない。

よって、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、㈱時事通信社と随意契約を行うものである。

随 意 契 約 理 由 書

件名：CONPAS保守・運用業務

本業務は、下記の理由により、株式会社三井E&Sマシナリーと随意契約する。

記

関東地方整備局では、情報技術を活用したコンテナターミナルゲートにおけるコンテナ搬出入手続の効率化を図るため、平成 29 年度の「ICTを活用したコンテナ輸送効率化実証業務」において、CONPAS をシステム設計・構築し、横浜港南本牧地区で試験運用を実施してきたところである。CONPAS 試験運用の結果、コンテナ搬出入手続において時間短縮効果などの有効性が確認されている。

システムの継続的な活用による信頼性や有効性の確認、システム活用効果の検証に必要な実測データの蓄積を目的に、平成 31 年度も継続して試験運用を実施する。試験運用を実施するためには、CONPAS の保守・運用を行う必要があり、本業務の契約先は、以下の要件を満たす高い技術力を有している必要がある。

- ① CONPAS を適切に保守するために必要な技術的知見を有していること。
- ② CONPAS を円滑に運用するために必要な技術的知見を有していること。
- ③ CONPAS の試験運用場所であるコンテナターミナルにおける港湾物流に精通していること。

株式会社三井E&Sマシナリーは、平成 29 年度に発注した「ICTを活用したコンテナ輸送効率化実証業務」において、CONPAS を設計・構築・保守・運用した者であり、CONPAS を適切に保守、及び円滑に運用するために必要な技術的な知見を有しているとともに、コンテナターミナルにおける港湾物流に精通していることから、上記①～③の要件をすべて満たす者であり、本業務を円滑に、かつ適切に実施できる唯一の者であると判断される。

また、本業務の参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示の結果、参加意思確認書を提出する者がいなかった。

令和元年度

随意契約理由書

別紙 4 - 4

件名：令和元年度乃至令和4年度川崎港臨港道路東扇島水江町線整備事業

本件は、下記の理由により首都高速道路株式会社と随意契約する。

首都圏で消費される食品・雑貨等の物流拠点である川崎港東扇島地区と内陸部を結ぶ幹線道路は、現在、川崎港海底トンネルのみとなっており、交通渋滞が物流の円滑化の支障となっている。

そのため、既存幹線道路に加えて新たに東扇島地区外貿コンテナ岸壁等施設と内陸部を結ぶ臨港道路を整備し、今後の京浜港における取扱貨物量の増加等にも対応可能な交通体系の強化や、事故・災害時等の緊急時にも対応可能な輸送網の確保を図ることで、川崎港東扇島地区の京浜港における物流拠点としての機能を更に向上させるため、川崎港臨港道路東扇島水江町線整備事業（以下、「本事業」という。）を進めているところである。

本事業の一部は首都高速湾岸線を横断する計画となっており、横断する区間の施工にあたっては、横断架設に関する技術的知見、施工時における通行規制に関する長期間に渡る事前調整など、首都高速湾岸線の所有者である首都高速道路株式会社との綿密な事業調整が必要となる。

このことから、当区間の施工をより効率的かつ経済的に遂行するため、平成23年8月2日付けで首都高速道路株式会社と当区間の調査設計及び施工に関する協定を結び、以後協定に基づいて当区間の実施設計業務を同社に委託しているところである。

本件は、東扇島アプローチ部の橋梁上部工事を実施するものであるが、上記により、本件においても協定に基づき首都高速道路株式会社に委託することが最善の方法である。

以上のことから、首都高速道路株式会社が本委託契約を適切に実施できる唯一の者として判断されるため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき首都高速道路株式会社と随意契約を行うものである。

東京港湾事務所

随 意 契 約 理 由 書

件名：令和 元 年度東京港中央防波堤外側地区国際海上コンテナ
ターミナル（水深 16m）整備工事に係る委託契約

本工事は、下記の理由により、東京都と随意契約する。

記

東京港中央防波堤外側地区国際海上コンテナターミナル（水深 16m）整備事業は、物流のグローバル化による外貿コンテナ取扱量の増大や船舶の大型化に対応することを目的に整備を実施している。

本工事は、多数の船舶が航行する東京湾の主要航路である東京港第一航路（水深 16m）の浚渫を行うものである。

本工事施工場所の海域は、港湾法上の航路であり、東京港に入出港する船舶が頻繁に航行するため、航行安全には特段の配慮が求められるとともに、大型船（長さ 300m 以上の管制船）入出港の際には、事前に情報を入手し、作業船団を航路外に退避させるなど、港湾管理者による船会社等との綿密な調整が求められる。また、東京都が施工する新海面処分場の整備工事や同処分場における浚渫土砂の受け入れ業務及び新客船ふ頭整備の工事等、多数の工事船舶が輻輳するため、これらの船舶を一元管理し工事調整等を実施する必要がある。

以上のことから、東京都港湾局と当局においては、平成 20 年 3 月 31 日付で工事の施工等を東京都港湾局に委託することを定めた「東京港中央防波堤外側地区国際海上コンテナターミナル（水深 16m）整備事業の施行に関する協定書」を締結している。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、東京都と随意契約するものである。

随 意 契 約 理 由 書件名：令和元年度及び令和２年度川崎港臨港道路東扇島水江町線整備事業

本件は、下記の理由により川崎市と随意契約する。

首都圏で消費される食品・雑貨等の物流拠点である川崎港東扇島地区と内陸部を結ぶ幹線道路は、現在、川崎港海底トンネルのみとなっており、交通渋滞が物流の円滑化の支障となっている。

そのため、既存幹線道路に加えて新たに東扇島地区外貿コンテナ岸壁等施設と内陸部を結ぶ臨港道路を整備し、今後の京浜港における取扱貨物量の増加にも対応可能な交通体系の強化や、事故・災害時等の緊急時にも対応可能な輸送網の確保を図ることで、川崎港東扇島地区の京浜港における物流拠点としての機能を更に向上させるため、川崎港臨港道路東扇島水江町線整備事業（以下、本事業という。）を進めているところである。

本事業の東扇島アプローチ部が接続する、川崎市の臨港道路（以下、市臨港道路という。）は、東扇島総合物流拠点地区に接した幹線道路となっているため、川崎市において、道路拡幅や本事業に連動して交差点改良等改修工事を計画・実施しているところである。

本事業の実施にあたっては、市臨港道路の交通規制や物流拠点地区に立地している沿道企業の出入口規制が生じることから、川崎市発注工事と一体的に施工時期や工事範囲を調整して施工することにより、東扇島地区の企業活動への影響を極力少なくする必要がある。

このことから、本事業を効率的かつ円滑に遂行するため、川崎市と平成２３年１０月２８日付けで本事業の東扇島アプローチ部に関して委託に係る協定を締結し、以後協定に基づいて設計・施工を委託しているところである。

本件は、東扇島アプローチ部２工区の橋梁下部工事を実施するものであるが、上記により、本件においても協定に基づき川崎市に施工を委託することが最善の方法である。

以上のことから、川崎市が当該委託契約を適切に実施できる唯一の者と判断されるため、会計法第２９条の３第４項の規定に基づき川崎市と随意契約を行うものである。

令和元年度

随 意 契 約 理 由 書

件名：川崎港東扇島地区基幹的広域防災拠点緊急物資荷さばき等訓練業務

本業務は、下記の理由により川崎港運協会と随意契約する。

記

東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点（東扇島地区）（以下「防災拠点」という。）は、首都直下地震等の広域的な大規模災害が発生した際に、海上輸送を主とした緊急物資の輸送拠点として機能することになっている。

船舶により運送される貨物の荷役等は、港湾運送事業法（昭和26年5月29日法律第161号）の定めにより国土交通大臣の許可を受けた事業者しか行えないことになっている。

関東地方整備局では、川崎港における上記事業者95社から構成される団体である川崎港運協会と平成23年7月27日付で「災害時における荷役・運送等に関する協定」（以下「協定書」という。）を締結し、地震、津波、台風等の異常な自然現象による激甚な災害時に荷役・運送等について対応することとしている。

本業務は、緊急物資輸送活動の円滑な実施のために防災拠点における緊急物資の搬出入、防災拠点に設置されたテント内での荷さばき、台船への荷役等の訓練を行うもので、緊急物資取扱能力及び作業における改善点、課題の洗い出し、更には防災拠点における円滑な緊急物資輸送活動を行う体制の確立を目的としている。

協定第2条において、災害時に当局から協力要請があったときは、川崎港運協会が応ずることとされており、災害時における荷役・運送等の作業は当局からの要請により同協会が行うこととなる。

また、協定第11条において、当局が行う防災訓練に対し、当局の要請に基づき協力を行うことが規定されている。このことから、同協会でなければ本業務の目的が達成できない。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、川崎港運協会と随意契約するものである。

令和元年度

随 意 契 約 理 由 書

件名：川崎港東扇島地区基幹的広域防災拠点応急復旧及び緊急物資海上輸送等訓練業務

本業務は、下記の理由により東亜建設工業（株）横浜支店と随意契約する。

記

東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点（東扇島地区）（以下「防災拠点」という。）は、首都直下地震等の広域的な大規模災害時が発生した際に、海上輸送を主とした緊急物資の輸送拠点として機能することになっている。

そのため、防災拠点が被災した場合でも早期に応急復旧を行い、円滑な緊急物資輸送が行える体制を構築する必要がある。

関東地方整備局では、激甚な災害時の緊急的な応急対策に関し、必要となる資機材・技術者・労働力等を確保することによって、災害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とし、一般社団法人日本埋立浚渫協会関東支部（以下「埋浚協会関東支部」という）と平成28年3月23日付で「災害時の応急対策業務に関する協定書」（以下「協定書」という。）を締結し、対応することとしている。

本業務は、発災時の防災拠点内での応急復旧作業の一環として、作業員緊急参集、仮設橋の架設、液状化地盤の復旧、駐機スポット設置や仕分け用テントの設営作業等の訓練を行うものであり、当該訓練において改善点、課題の洗い出し、さらには適切な応急復旧体制の確立を図ることを目的としている。

協定書第3条において、災害時に当局からの協力要請があった場合は、埋浚協会関東支部が応ずることとされており、協定書第8条においては、当局と埋浚協会関東支部は協力体制の充実・強化を図るために必要に応じて防災訓練を実施するものとしていることから、埋浚協会関東支部会員の参加が不可欠である。

また、協定書第6条第1項に基づき、埋浚協会関東支部が定めた令和元年度の川崎港港湾区域災害応急対策計画において、同協会の会員である東亜建設工業（株）横浜支店は防災拠点を含む浮島・東扇島地区（京浜運河側）の応急復旧の責任者となっている。このことから、同社でなければ本業務の目的が達成できない。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、東亜建設工業（株）横浜支店と随意契約するものである。

令和元年度随意契約理由書

件名：台風15号に伴う横浜港南本牧ふ頭被災復旧業務

本件は、下記の理由により 東亜建設工業株式会社 横浜支店と随意契約いたしたい。

記

本件は、令和元年台風15号により冠水した横浜港南本牧ふ頭の復旧のため、排水作業を行うものであり、被災地の早期復旧のために緊急を要した。

従って、平成28年3月23日付で締結した「災害時の応急対策業務に関する協定書」に基づき 一般社団法人 日本埋立浚渫協会 関東支部 に対して対応可能な会員の情報収集依頼を行った。

対応可能な会員の報告をもとに、業務の内容及び使用可能な資機材等の保有状況等を総合的に判断した結果、本件における応急対策の出動者を、東亜建設工業株式会社 横浜支店に特定した。

以上から、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3項の規定により、東亜建設工業株式会社 横浜支店と随意契約を行うものである。

令和元年度

随意契約理由書

件名：川崎港東扇島地区基幹的広域防災拠点駐機スポット設置訓練業務

本業務は、下記の理由により東亜建設工業（株）横浜支店と随意契約する。

記

東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点（東扇島地区）（以下「防災拠点」という。）は、首都直下地震等の広域的な大規模災害時が発生した際に、海上輸送を主とした緊急物資の輸送拠点として機能することになっている。

そのため、防災拠点が被災した場合でも早期に応急復旧を行い、円滑な緊急物資輸送が行える体制を構築する必要がある。

関東地方整備局では、激甚な災害時の緊急的な応急対策に関し、必要となる資機材・技術者・労働力等を確保することによって、災害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とし、一般社団法人日本埋立浚渫協会関東支部（以下「埋浚協会関東支部」という）と平成28年3月23日付で「災害時の応急対策業務に関する協定書」（以下「協定書」という。）を締結し、対応することとしている。

本業務は、発災時の防災拠点内での応急復旧作業の一環として、ヘリコプターの駐機スポット設置作業等を行うものであり、当該訓練において改善点、課題の洗い出し、さらには適切な応急復旧体制の確立を図ることを目的としている。

協定書第3条において、災害時に当局からの協力要請があった場合は、埋浚協会関東支部が応ずることとされており、協定書第8条においては、当局と埋浚協会関東支部は協力体制の充実・強化を図るために必要に応じて防災訓練を実施するものとしていることから、埋浚協会関東支部会員の参加が不可欠である。

また、協定書第6条第1項に基づき、埋浚協会関東支部が定めた令和元年度の川崎港港湾区域災害応急対策計画において、同協会の会員である東亜建設工業（株）横浜支店は防災拠点を含む浮島・東扇島地区（京浜運河側）の応急復旧の責任者となっている。そのため、緊急時対応の訓練に関する本業務について、同社以外に実施する者は存在しない。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、東亜建設工業（株）横浜支店と随意契約するものである。

随意契約理由書

1. 業務件名 台風15号に伴う横浜港臨港道路（はま道路）がれき等撤去他業務
2. 履行場所 横浜市中区かもめ町地先（南本牧はま道路）
3. 随意契約の相手方 東亜建設工業株式会社
4. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び
予算決算及び会計令第102条の4第3号

5. 随意契約に付する理由

横浜港の国有港湾施設である「南本牧はま道路」は、大水深コンテナターミナルが集中する南本牧ふ頭と本牧ふ頭を接続するとともに、南本牧ふ頭と首都高湾岸線を直結することで、物流の効率化を通じた国際競争力の強化を図るために整備し、平成29年3月4日に供用を開始した臨港道路であり、横浜港と背後圏の間、並びに港内を流動する物流関連車輛の交通の円滑化、産業立地環境の向上と物流コストの低減、首都圏をはじめとする産業の国際競争力の強化に資するものとして機能を十分に発揮してきたところである（交通の円滑化の一例として、南本牧ふ頭地区～本牧ふ頭地区間の車輛の走行時間を4割短縮することが可能となった。）。

また、南本牧ふ頭へのアクセス道路が複線化されることで港湾物流関連車輛の動線が確保されたため、事故や災害の発生時においてもコンテナターミナルの機能が良好に確保されるといったメリットを生み出している。

さらに、南本牧ふ頭地区では、近年のコンテナ船の大型化及びコンテナ貨物量の増加に対応し、円滑な物流を確保するために整備を進めてきた MC4 コンテナターミナルが完成を目前に控え、益々、南本牧ふ頭地区の利用率が高まり、交通量の増大が見込まれている。

このような中、令和元年9月9日に発生した台風15号により、「南本牧はま道路」が被災し、使用に堪えない程の重大な損傷を受けたところである。当該施設の機能が麻痺し、コンテナ輸送力が大幅に低下した状態を一刻も早く回避する必要があるため、本業務は緊急的に対応する必要がある。

このため、予め「災害時の応急対策業務等に関する協定書（平成28年3月23日付）（以下「協定書」という。）」を取り交わしている一般社団法人日本埋立浚渫協会関東支部に対して対応可能な会員の情報収集依頼を行った。

対応可能な会員の報告をもとに、業務の内容等を総合的に判断した結果、本業務の対応者を東亜建設工業株式会社に特定し、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定に基づき、緊急の必要により随意契約するものである。

随意契約理由書

1. 業務件名 台風15号に伴う横浜港臨港道路（はま道路）がれき等撤去他業務（その2）
2. 履行場所 横浜市中区かもめ町地先（南本牧はま道路）
3. 随意契約の相手方 五洋建設株式会社
4. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び
 予算決算及び会計令第102条の4第3号
5. 随意契約に付する理由

横浜港の国有港湾施設である「南本牧はま道路」は、大水深コンテナターミナルが集中する南本牧ふ頭と本牧ふ頭を接続するとともに、南本牧ふ頭と首都高湾岸線を直結することで、物流の効率化を通じた国際競争力の強化を図るために整備し、平成29年3月4日に供用を開始した臨港道路であり、横浜港と背後圏の間、並びに港内を流動する物流関連車輛の交通の円滑化、産業立地環境の向上と物流コストの低減、首都圏をはじめとする産業の国際競争力の強化に資するものとして機能を十分に発揮してきたところである（交通の円滑化の一例として、南本牧ふ頭地区～本牧ふ頭地区間の車輛の走行時間を4割短縮することが可能となった。）。

また、南本牧ふ頭へのアクセス道路が複線化されることで港湾物流関連車輛の動線が確保されたため、事故や災害の発生時においてもコンテナターミナルの機能が良好に確保されるといったメリットを生み出している。

さらに、南本牧ふ頭地区では、近年のコンテナ船の大型化及びコンテナ貨物量の増加に対応し、円滑な物流を確保するために整備を進めてきた MC4 コンテナターミナルが完成を目前に控え、益々、南本牧ふ頭地区の利用率が高まり、交通量の増大が見込まれている。

このような中、令和元年9月9日に発生した台風15号により、「南本牧はま道路」が被災し、使用に堪えない程の重大な損傷を受けたところである。当該施設の機能が麻痺し、コンテナ輸送力が大幅に低下した状態を一刻も早く回避する必要があるため、本業務は緊急的に対応する必要がある。

このため、予め「災害時の応急対策業務等に関する協定書（平成28年3月23日付）（以下「協定書」という。）」を取り交わしている一般社団法人日本埋立浚渫協会関東支部に対して対応可能な会員の情報収集依頼を行った。

対応可能な会員の報告をもとに、業務の内容等を総合的に判断した結果、本業務の対応者を五洋建設株式会社に特定し、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定に基づき、緊急の必要により随意契約するものである。

令和元年度

随意契約理由書

件名：台風19号に伴う流木撤去業務

本件は、下記の理由により 東亜建設工業株式会社 千葉支店と随意契約いたしたい。

記

本件は、千葉港沖において台風19号に伴い発生した流木等の浮遊物を除去するため、船舶にて浮遊物を捜索し回収・処分するものであり、東京湾の航行安全のため早期回復及び支援のために緊急を要した。

従って、平成28年3月23日付で締結した「災害時の応急対策業務に関する協定書」に基づき 一般社団法人 日本埋立浚渫協会 関東支部 に対して対応可能な会員の情報収集依頼を行った。

対応可能な会員の報告をもとに業務の内容及び使用可能な建設資機材等の保有状況等を総合的に判断した結果、本件における応急対策の出動者を、東亜建設工業株式会社 千葉支店に特定した。

以上から、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、東亜建設工業株式会社 千葉支店と随意契約を行うものである。

令和元年度

随意契約理由書

件名：台風19号に伴う流木撤去業務（その2）

本件は、下記の理由により 東洋建設株式会社 関東支店と随意契約いたしたい。

記

本件は、東京港沖において台風19号に伴い発生した流木等の浮遊物を除去するため、船舶にて浮遊物を捜索し回収・処分するものであり、東京湾の航行安全のため早期回復及び支援のために緊急を要した。

従って、平成28年3月23日付で締結した「災害時の応急対策業務に関する協定書」に基づき 一般社団法人 日本埋立浚渫協会 関東支部 に対して対応可能な会員の情報収集依頼を行った。

対応可能な会員の報告をもとに業務の内容及び使用可能な建設資機材等の保有状況等を総合的に判断した結果、本件における応急対策の出動者を、東洋建設株式会社 関東支店に特定した。

以上から、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、東洋建設株式会社 関東支店と随意契約を行うものである。

令和元年度

随意契約理由書

件名：台風19号に伴う流木撤去業務（その3）

本件は、下記の理由により 五洋建設株式会社 東京土木支店と随意契約いたしたい。

記

本件は、川崎港沖において台風19号に伴い発生した流木等の浮遊物を除去するため、船舶にて浮遊物を捜索し回収・処分するものであり、東京湾の航行安全のため早期回復及び支援のために緊急を要した。

従って、平成28年3月23日付で締結した「災害時の応急対策業務に関する協定書」に基づき 一般社団法人 日本埋立浚渫協会 関東支部 に対して対応可能な会員の情報収集依頼を行った。

対応可能な会員の報告をもとに業務の内容及び使用可能な建設資機材等の保有状況等を総合的に判断した結果、本件における応急対策の出動者を、五洋建設株式会社 東京土木支店に特定した。

以上から、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、五洋建設株式会社 東京土木支店と随意契約を行うものである。

令和元年度

随意契約理由書

件名：台風19号に伴う流木撤去業務（その4）

本件は、下記の理由により 東亜建設工業株式会社 横浜支店と随意契約いたしたい。

記

本件は、横浜港沖において台風19号に伴い発生した流木等の浮遊物を除去するため、船舶にて浮遊物を捜索し回収・処分するものであり、東京湾の航行安全のため早期回復及び支援のために緊急を要した。

従って、平成28年3月23日付で締結した「災害時の応急対策業務に関する協定書」に基づき 一般社団法人 日本埋立浚渫協会 関東支部 に対して対応可能な会員の情報収集依頼を行った。

対応可能な会員の報告をもとに業務の内容及び使用可能な建設資機材等の保有状況等を総合的に判断した結果、本件における応急対策の出動者を、東亜建設工業株式会社 横浜支店に特定した。

以上から、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、東亜建設工業株式会社 横浜支店と随意契約を行うものである。

令和元年度

随意契約理由書

件名：台風19号に伴う流木撤去業務（その5）

本件は、下記の理由により 若築建設株式会社 横浜支店と随意契約いたしたい。

記

本件は、第二海堡において台風19号に伴い発生した流木等の漂着物を撤去するため、回収・処分するものであり、東京湾の航行安全のため早期回復及び支援のために緊急を要した。

従って、平成28年3月23日付で締結した「災害時の応急対策業務に関する協定書」に基づき 一般社団法人 日本埋立浚渫協会 関東支部 に対して対応可能な会員の情報収集依頼を行った。

対応可能な会員の報告をもとに業務の内容及び使用可能な建設資機材等の保有状況等を総合的に判断した結果、本件における応急対策の出動者を、若築建設株式会社 横浜支店に特定した。

以上から、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、若築建設株式会社 横浜支店と随意契約を行うものである。